

草加市在宅福祉センターきくの里貸館 令和5年度運用規則

草加市在宅福祉センター設置及び管理条例並びに草加市在宅福祉センター設置及び管理条例施行規則に基づき、運用規則を定める。

(1) 利用曜日及び利用時間について

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで（土日祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

(2) 利用対象者

介護等に資する活動を実施し、またはそれに参加をする者。年齢制限なし。

(3) 利用料

無料

(4) 利用申し込み方法

来館もしくは電話

受付時に活動内容を確認の上、利用の可否を決定する

【来館の場合】

草加市在宅福祉センター占有許可申請書（第1号様式（第2条関係））を利用団体に作成してもらい、内容を確認の上、草加市在宅福祉センター占有使用許可書（第2号様式（第3条関係））を発行する。

【電話の場合】

電話は仮予約として受け付け、本予約は、利用団体代表者（代理でも可）が来館し、来館の場合と同様の手続きを行う。

仮予約中に、他団体からの申し込みがあった場合には、仮予約団体に本予約の意向確認を行い、利用の調整をする。

申請内容の変更、取り消しは、来館にて所定の手続きを行う。（第3号様式（第4条関係）、第4号様式（第4条関係））

(5) 利用申し込み可能開始日

利用日が属する月の2か月前の1日(例 9月10日に利用したい場合、7月1日から申し込み可能)

尚、機能訓練室は、利用日が属する月の前月末までの予約とし、それ以降の予約は受付できません。

(6) 申込受付曜日及び時間

月～金(土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く)、午前9時から午後5時まで

(7) 貸館区分

区分	使用時間		
機能訓練室 (30名)	① 午前 午前9時 ～正午	② 午後 午後1時 ～午後5時	③ 全日 午前9時 ～午後5時
大会議室 (20名)			
小会議室 (10名)			
研修室 (15名)			
多目的スペース (20名)			

※()内の人数は、各区分の利用人数の目安とする。詳細は利用団体と相談の上決定する。

(8) センター利用上の注意点

- ・利用中は、水分補給のみ可とし、食べ物をご遠慮願います。
- ・体調のすぐれない方の利用はお控えください。
- ・社会的迷惑行為及び逸脱行為等については、利用を中断していただく場合がございます。
- ・駐車スペースに限りがありますので来館の際にはご注意ください。